

10月2日に最高裁要請行動を実施しました！

原発賠償京都訴訟団は、8月半ばに最高裁第1小法廷への係属が決まったのを受けて、去る10月2日に首都圏の訴訟団や支援団体の協力を得て、最高裁への要請行動を実施しました。

第1小法廷には、すでに7つの訴訟(愛知・岐阜、みやぎ、千葉2陣、東京、山形、かながわ、新潟)が係属しており、ここに京都訴訟が加わったことにより、何らかの判断が示される可能性も予想される状況です。もし上告棄却ということになれば、最高裁の裁判官に直接一度も訴えることなく裁判は終了します。小法廷が決まれば要請行動ができます。この機会を逃さず、要請行動を通じて原告の声を直接伝えようということで急遽最高裁に申し入れ、日程が決まったものです。要請行動には、9名の原告(うち3名は避難時小学生以下だった若い原告)と弁護団から田辺弁護士、支援する会事務局から5名のスタッフ、計15名が参加しました。

西門前で行なった事前アピール集会には、首都圏からかながわ訴訟、千葉訴訟の原告や支援者、原発被害者訴訟支援首都圏連絡会や原発避難者の住宅追い出しを許さない会のメンバー、住まいの権利裁判の支援者、さよなら原発品川アクションのメンバーが参加してくれて30名を超える規模で集会を持つこと



ことができました。

集会では、京都原告団が大阪高裁一周パレードで歌って

きた「風になりたい」の替え歌を首都圏の人たちに初めて披露しました。

そのあと原告がそれぞれの思いを訴え、参加した人たちからも連帯のアピールを受けました。



最高裁への要請では、原告9名全員が事前に準備した要請文に沿って、対応した書記官に自分の思いを訴えました。裏面に、その要約を掲載していますので、ぜひお読みください。要請の最後に、この間集めた最高裁宛ての新旧署名1,574筆を提出しました。

今回の要請行動に参加した原告はほとんどが京都近辺に在住のメンバーだったため、福島に帰郷せざるを得なかった原告や京都以外の地域に移住した原告などを募って、年内にもう一度最高裁要請行動ができないか検討しています。引き続き最高裁宛て署名にご協力ください。署名用紙は当会のホームページ(下のURLまたはQRコード)からダウンロードできます。

原発賠償京都訴訟原告団/原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会

TEL : 090-8232-1664 E-mail : rentai@s3.dion.ne.jp

HP : http://fukushimakyoto.namaste.jp/shien_kyoto/

